

基本的考え方

建築物においては、道路、敷地内の通路から目的とするすべての利用居室等まで安全に移動できることが基本である。建築物を設計する際には、単に建築部位や単一空間のみの整備を目標とするのではなく、利用しやすいことを念頭におきながら、全体を通して連続的な動線を計画することが重要である。

バリアフリー経路では、「道路あるいは車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路」、「利用居室等から車いす使用者が使えるトイレへの経路」を特に重要な経路とし、連続的な動線を確保する。

整備基準

バリアフリー経路

解説図

- (1) 次に掲げる場合には、それぞれに定める経路のうち1以上(エに掲げる場合にあっては、そのすべて)を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路(以下「バリアフリー経路」という。)にすること。
- ア 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等(以下「利用居室等」という。)を設ける場合、道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から当該利用居室等までの経路(直接地上へ通ずる出入口のある階(以下この項において「地上階」という。)又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室等を設ける床面積の合計が2,000平方メートル未満の建築物にあっては、当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。)
- イ 建築物又はその敷地に車いす使用者用便房(車いす使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。)を設ける場合、利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。)から当該車いす使用者用便房までの経路
- ウ 建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路
- エ 建築物が公共用歩廊である場合、その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路(当該公共用歩廊又はその敷地にある部分に限る。)
- (2) バリアフリー経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合は、この限りでない。
- (3) (1)アに定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により13の項の規定によることが困難である場合における(1)及び(2)の規定の適用については、(1)ア中「道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

図 2-1
バリアフリー経路

図 2-2
階数の少ない小規模施設の場合

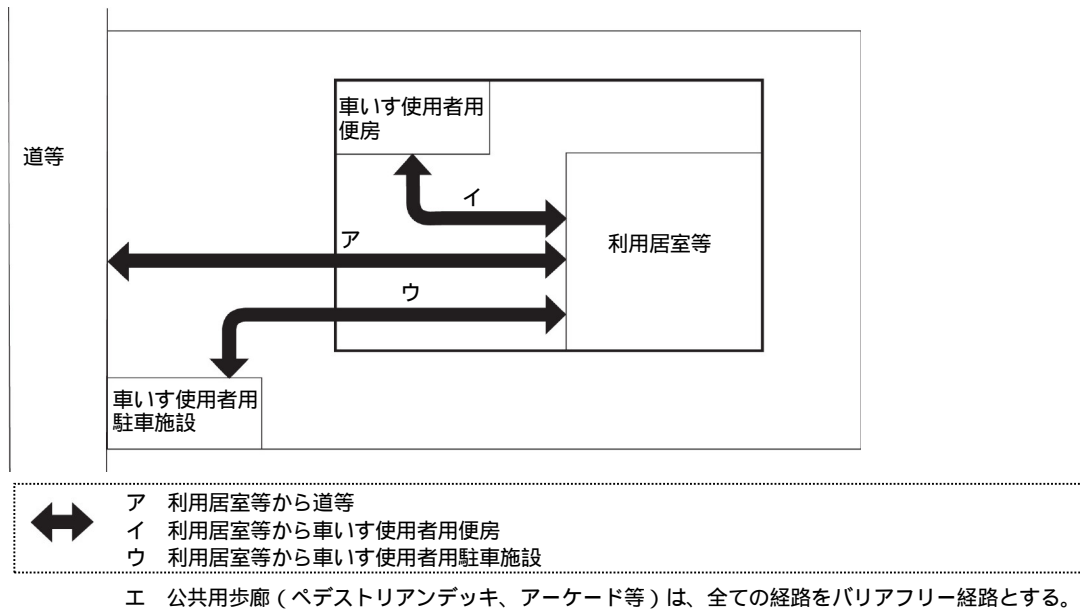
図 2-1
バリアフリー経路

13の項とは、「バリアフリー経路を構成する敷地内の通路」(2-18頁)で規定する基準である。

整備基準の解説

図 2-1 バリアフリー経路

(1) ア、イ、ウ、それぞれ1以上の経路をバリアフリー経路とする。



バリアフリー経路とは

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路のこと。

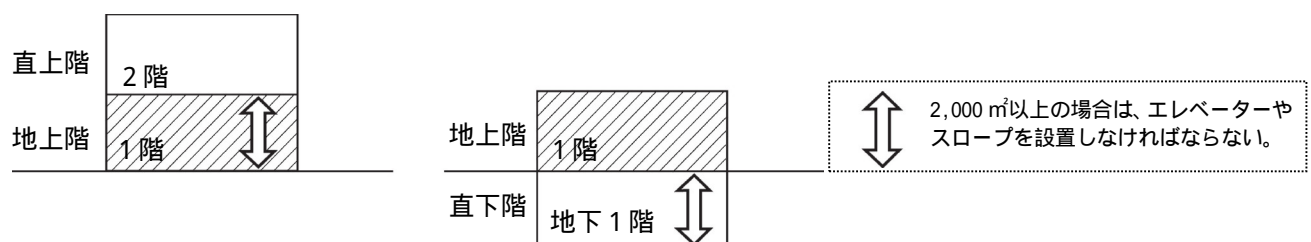
利用居室等とは

- ・不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室等のこと。

図 2-2 階数の少ない小規模施設の場合

適用除外

地上階の直上階又は直下階のみに利用居室を設ける場合、その上下間の移動に係る部分。（ただし2,000㎡未満に限る。）



(2) バリアフリー経路における段の禁止

階の移動は、傾斜路又はエレベーター等の昇降機を設置し、段を解消する。

(3) 地形が特殊な場合のバリアフリー経路

高台に建つ老人ホーム、ホテル等地形の特異性により道等から建築物の出入口まで歩いて移動することが考えられない場合は車寄せから利用居室等までをバリアフリー経路とすることができる。